

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年4月30日（令和2年（行個）諮問第75号）

答申日：令和3年1月22日（令和2年度（行個）答申第153号）

事件名：本人に対する遺族補償給付の支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私，審査請求人が行った労働者災害補償保険（遺族補償一時金支給請求）請求に対し，令和元年特定日付けで特定労働基準監督署が支給決定をするにあたって作成された補償調査復命書及び添付書類一式。（死亡時の所属事業場：特定事業場）（労働者：子：特定個人）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和元年12月26日付け31北労個開第156号により北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 法14条7号柱書きの趣旨

法14条は，行政機関の長に対し，保有個人情報の開示請求があったときは，同条各号に定める場合を除き，開示請求者に対し当該保有個人情報を開示することを義務付けており，開示請求がなされたときの保有個人情報の扱いは，開示が原則である。

法14条の趣旨に照らせば，同条7号柱書きの「「支障」の程度は，名目的なものでは足りず，実質的なものが要求され，「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく，法的保護に値する蓋然性が必要である」（大阪地判平成20年1月31日（判タ1267号216

頁)) と解される。

イ 本件対象保有個人情報（略）

ウ 法 1 4 条 7 号 柱 書 き 該 当 性 へ の 反 論

原処分は、本件対象保有個人情報のうち「開示請求者以外の特定個人から聴取した内容等に係る記述，医師の意見に関する記述」について、「労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって，開示することにより，当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報」であるとして，法 1 4 条 7 号 柱 書 き に よ り 不 開 示 と す る 決 定 を 行 っ た。

しかしながら、「労働基準行政機関が行う事務の適正な執行」とは，労働者災害補償保険の事務を指すものと解されるところ，上記の各情報を開示することが，当該事務にいかなる「支障を及ぼすおそれ」があるのか判然としない。（中略）

原処分は，（中略）当該事務の「支障」の実質的な理由も，「支障が生じるおそれ」が法的保護に値する蓋然性も，何ら明らかにしていない。

よって，本件対象保有個人情報は法 1 4 条 7 号 柱 書 き に 該 当 せ ず ，原処分は取り消されるべきである。

(2) 意見書

諮問庁は，理由説明書において，本件対象保有個人情報の法 1 4 条 7 号 柱 書 き 該 当 性 に つ い て ， 下 記 第 3 の 3 (2) ア の と お り 説 明 し て い る。

しかしながら，「被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし，労災請求人側，事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態」の発生は，開示によって被聴取者の識別が可能となる場合か，被聴取者の組織又は営業上の秘密が明らかになる場合を前提としており，開示される情報から被聴取者の識別ができないか，開示される情報が被聴取者の組織又は営業上の秘密に該当しないのであれば，被聴取者が心理的に大きな影響を受けるおそれはない。

この点について，理由説明書では，法 1 4 条 7 号 柱 書 き に 該 当 す る 本 件 対 象 保 有 個 人 情 報 の うち 下 記 第 3 の 3 (2) イ 冒 頭 に 掲 げ る 各 文 書 は ， い ず れ も 同 条 2 号 に 該 当 す る と し て い る が ， そ の 理 由 は 明 記 さ れ て お ら ず ， 不 開 示 の 範 囲 を 決 定 す る に 至 っ た 根 拠 も 不 明 で あ る 。

また，理由説明書では，法 1 4 条 7 号 柱 書 き に 該 当 す る 本 件 対 象 保 有 個 人 情 報 の うち 文 書 1 4 ③ ， 文 書 2 8 ③ ， 文 書 3 0 ③ ， 文 書 3 2 ③ 及 び 文 書 3 9 ③ は ， い ず れ も 同 条 3 号 イ に 該 当 す る と し て い る が ， こ れ ら の 文 書 は い ず れ も 法 人 が 被 災 労 働 者 の 労 働 実 態 を 申 告 又 は 供 述 し た も の で あ り ， そ の 内 容 は 「 当 該 法 人 の 組 織 又 は 営 業 上 の 秘 密 事 項 に 係 る 情 報 」 と は い え ず ， こ れ を 開 示 し た 場 合 ， 「 被 聴 取 者 が 心 理 的 に 大 き な 影 響 を

受ける」ことになるとはいえない。

仮に本件対象保有個人情報のうち法14条7号柱書きに該当するとする部分に、同条2号又は3号イに該当する情報が含まれている場合でも、全てを不開示とすべきではなく、法15条により、部分開示の可否を検討すべきである。

以上から、理由説明書の記載は、本件対象保有個人情報を不開示とする理由として十分とはいえず、開示の可否を再考するよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年11月22日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人は原処分のうち、法14条7号柱書きに該当するとして不開示とされた部分の開示を求め、令和2年2月3日付け（同月5日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分のうち審査請求人が開示を求める部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書45の各文書である。このうち審査請求人が開示を求めている部分は、別表の2欄に掲げる部分である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条7号柱書き該当性

文書1①、文書2①、文書9①、文書14③、文書20、文書22、文書25、文書26、文書27①、文書28①及び③、文書29①、文書30①及び③、文書32、文書36①、文書37①、文書38①、文書39①及び③、文書40①、文書41①、文書42①、文書43①並びに文書44①は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容である。

これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係について

客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号該当性

(ア) 文書1①、文書9①、文書27①、文書28①、文書29①、文書30①、文書36①、文書37①、文書38①、文書39①、文書40①、文書41①、42①、文書43①及び文書44①は、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。

これらの聴取内容等が開示された場合には、(中略)被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) (略)

ウ 法14条3号イ該当性

(ア) 文書2①、文書14③、文書20、文書22、文書25、文書26、文書28③、文書30③、文書32及び文書39③は、特定事業場から提出された情報で、当該事業場の組織又は営業上の秘密に係る情報である。(中略)これらの情報を開示した場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) (略)

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分の一部を法14条の各号のいずれにも該当しないことから新たに開示する(注)こととした上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

(注)理由説明書では、新たに開示することとした主な部分として、文書25「組織図」の「被災労働者の役職及び氏名」を挙げ、その開示理由を「審査請求人が知り得る情報であるため」としている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年4月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年5月21日 審議
- ④ 同年6月2日 審査請求人より意見書を収受

⑤ 同年12月24日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 令和3年1月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分において同号柱書きに該当するとして不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求書（上記第2の2（1））の記載から、審査請求人は別表の2欄に掲げる部分を除く部分については争っていないものと解されることから、これに該当する部分については判断しない。

2 不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1（1）、通番3及び通番16

当該部分は、特定監督署の担当官が作成した調査復命書並びに特定監督署の依頼に応じて北海道労働局地方労災医員協議会特定部会座長及び特定の医師が提出した意見書の記載の一部である。

当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であるか、又は原処分で開示されている審査請求人の申述内容を踏まえると、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分のうち個人の氏名は、法14条2号本文前段に定める開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。また、通番1（1）及び通番3に含まれる聴取の相手方の記載は総称であり、その反応又は申述内容の記載と併せて一体として見た場合でも、特定の個人を識別することができるとは認められないことから、同号本文前段に該当せず、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、同号本文後段に該当するとも認められない。当該部分のその余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、これを開示しても、監督署における労災認定に

係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番1(2)

当該部分は、被災労働者の労働時間を把握する方法の選択肢の一つであり、当該選択肢が該当する旨のチェックが記載されている。

当該部分は、法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。また、当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、監督署における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番2, 通番4, 通番7及び通番8

当該部分は、特定事業場が提出した被災労働者の賃金台帳の欄外に特定監督署の担当官が手書きした確認事項の一部並びに使用者申立書の内容のうち被災労働者の担当現場の変更時期等についての記載及び使用者申立書に添付された資料の記載の一部である。

当該部分は、原処分で開示されている審査請求人の申述内容中に含まれている内容であるか、又は原処分で開示されている内容から容易に推認できる内容であり、同人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、監督署における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番14及び通番20

当該部分は、特定監督署の担当官による聴取の際に当該被聴取者が提出した資料であり、被災労働者が講演した地元で開催された特定セミナーのリーフレット及び同セミナーについて報道された新聞記事の切り抜き並びに被災労働者自身が記録した出勤簿である。

当該部分は、原処分で開示されている審査請求人の申述内容及びその提出資料から、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番 19 及び通番 21 ないし通番 23

当該部分は、特定監督署担当官による電話聴取書の件名欄の記載である。

当該部分は、法 14 条 2 号に定める開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。また、当該部分は、原処分において開示されている情報から容易に推認することができる情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、監督署における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 2 の 6 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法 14 条 2 号及び 7 号柱書き該当性について

(ア) 通番 1（下記（イ）を除く。）、通番 3、通番 9、通番 10、通番 12、通番 13、通番 16 ないし通番 19 及び通番 21 ないし通番 25 は、特定監督署の担当官が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容及び特定の医師から提出された意見書の記載（調査復命書及び地方労災医員協議会特定部会座長の意見書に引用された部分を含む。）である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 1（39 頁に限る。）は、被災労働者の所属部署内における位置付け及び家族との相関関係をそれぞれ示した図であり、家族構成はもとより所属部署内の構成員の一部についても審査請求人が知り得る情報であると認められるものの、両図には、聴取実施者を示す記号が不可分の形で付記されている。

このため、当該部分を開示すると、特定監督署が聴取を行った相手方が誰であるかが明らかとなり、その調査手法の一端が明らかとなり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番4, 通番7, 通番8, 通番11, 通番15及び通番20は、特定監督署の求めに応じて特定事業場から提出された使用者申立書及び資料並びに特定監督署の担当官の聴取に応じて被聴取者が提出した資料の記載の一部である。

当該部分は、当該事業場の申立て又は聴取内容及びその疎明資料に当たるものであり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ア(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番5は、特定事業場が特定監督署に提出した資料の一部である。

当該部分には当該事業場の内部管理のための職員評価の情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場の内部事情が明らかとなり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番6は、特定事業場が特定監督署に提出した資料の一部であり、特定事業場が被災労働者の労働時間を確認するために、被災労働者が使用したパソコンの起動時間及び終了時間の調査を依頼した特定の事業所の企業広告を兼ねた名刺である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該特定の事業所の個別の契約関係が明らかとなり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、原処分において、本来不開示とすべき被災労働者以外の個人の氏名を誤って開示しており、今後、開示決定等及び開示の実施に当たっ

ては、同様の事態を生じさせることのないよう、正確かつ慎重な対応をすべきである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象保有個人情報記録された文書

- 文書 1 保険給付実地調査復命書
- 文書 2 賃金台帳 1
- 文書 3 出勤簿 1
- 文書 4 関係資料 1
- 文書 5 遺族補償一時金支給請求書等
- 文書 6 関係資料 2
- 文書 7 関係資料 3
- 文書 8 関係資料 4
- 文書 9 意見書 1
- 文書 10 資料一覧
- 文書 11 遺族補償年金支給請求書等
- 文書 12 申立書
- 文書 13 聴取書 1
- 文書 14 使用者申立書
- 文書 15 事業場提出資料 1
- 文書 16 就業規則
- 文書 17 給与規程
- 文書 18 協定書
- 文書 19 履歴書
- 文書 20 事業場提出資料 2
- 文書 21 出勤簿 2
- 文書 22 事業場提出資料 3
- 文書 23 賃金台帳 2
- 文書 24 健康診断個人票
- 文書 25 組織図
- 文書 26 事業場提出資料 4
- 文書 27 聴取書 2
- 文書 28 聴取書 3
- 文書 29 聴取書 4
- 文書 30 聴取書 5
- 文書 31 事業場提出資料 5
- 文書 32 事業場提出資料 6
- 文書 33 関係資料 5
- 文書 34 関係資料 6
- 文書 35 関係資料 7
- 文書 36 意見書 2

文書 3 7 意見書 3
文書 3 8 意見書 4
文書 3 9 聴取書 6
文書 4 0 聴取書 7
文書 4 1 聴取書 8
文書 4 2 聴取書 9
文書 4 3 聴取書 1 0
文書 4 4 聴取書 1 1
文書 4 5 聴取書 1 2

別表 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性

1 文書 番号及び 文書名	2 諮問庁がなお不開示を維持すべき としている部分			法14条各 号該当性	通番	3 2欄のうち開示すべき 部分
	該当箇所					
1 保険 給付 実地 調査 復命 書	1頁ないし4 7頁	① 不開示部分 (1頁労働者数 を除く。)	2号, 7号 柱書き	1	(1) 2頁「総合判断」欄 10行目ないし13行目, 17行目, 3頁18行目, 5頁「具体的出来事」欄8 行目, 11行目8文字目な いし13文字目, 6頁15 行目ないし17行目, 28 行目, 39行目ないし43 行目, 8頁28行目, 39 行目, 9頁8行目, 9行 目, 17頁「認定事実」欄 5行目, 7行目8文字目な いし13文字目, 20頁 「認定事実」欄3行目ない し5行目, 21頁「認定事 実」欄5行目, 6行 目, 8行目, 30頁「認定 事実」欄5行目, 10行 目, 13行目, 31頁「認 定事実」欄4行目及び5行 目, 34頁「(概要)」欄 10行目5文字目ないし2 1文字目, 36頁「2. 業 務要因の検討」欄9行目な いし12行目, 16行目, 39行目の各不開示部分 (2) 40頁	
2 賃金 台帳	1頁及 び2頁	① 不開示部分 (確認相手氏名 を除く。)	3号イ, 7 号柱書き	2	全て	
9 意見 書1	1頁及 び2頁	① 不開示部分 (印影を除 く。)	2号, 7号 柱書き	3	「2. 業務要因の検討」欄 9行目ないし11行目, 1 6行目, 2頁10行目	
14 使用 者申 立書	1頁ないし1 4頁	③ 2頁ないし 8頁の不開示部 分(8頁氏名を 除く。)	3号イ, 7 号柱書き	4	3頁「⑤平成30年4月～ (中略)業務」の「業務」 欄及び「時期」欄各2枠目 ないし4枠目, 「具体的内 容・出来事」欄2枠目及び	

						3 枠目各 1 行目, 4 枠目 1 行目 2 8 文字目ないし 2 行目 8 文字目, 4 行目 1 文字目ないし 1 4 文字目 「⑥ 人事異動による配置替えについて」欄 1 行目, 2 行目
2 0	事業 場提 出資 料 2	1 頁な いし 3 頁	全て	3 号イ, 7 号柱書き	5	—
2 2	事業 場提 出資 料 3	1 頁な いし 6 頁	5 頁の不 開示部 分	3 号イ, 7 号柱書き	6	—
2 5	組織 図	1 頁な いし 3 頁	不開示部 分	3 号イ, 7 号柱書き	7	1 頁被災労働者の所属課課長の職氏名, 2 頁現場代理人氏名, 3 頁現場代理人欄及び資材管理担当者欄の会社名及び氏名
2 6	事業 場提 出資 料 4	1 頁な いし 8 頁	全て	3 号イ, 7 号柱書き	8	1 頁下から 5 行目, 4 行目, 監督署受付印, 2 頁 4 行目ないし 1 7 行目, 2 5 行目ないし 3 頁 1 行目, 1 0 行目, 1 6 行目, 2 3 行目 1 0 文字目ないし 2 9 文字目, 2 5 行目 5 文字目ないし 3 0 行目, 4 頁 4 行目ないし 6 行目, 1 4 行目, 1 8 行目, 5 頁 8 行目ないし 1 1 行目 2 9 文字目, 6 頁 1 1 行目ないし 1 4 行目, 2 4 行目 2 4 文字目ないし 2 8 行目, 7 頁 1 4 行目ないし 1 9 行目, 2 3 行目, 2 4 行目
2 7	聴取 書 2	1 頁な いし 6 頁	① 不開示部分 (1 頁住所, 職 業, 氏名及び生 年月日の数字部 分並びに 6 頁署 名及び印影を除 く。)	2 号, 7 号 柱書き	9	—
2 8	聴取	1 頁な	① 1 頁ないし 6	2 号, 7 号	1 0	—

	書 3	いし 1 4 頁	頁の不開示部分 (1 頁住所, 職 業, 氏名及び生 年月日の数字部 分並びに 5 頁署 名及び印影を除 く。)	柱書き			
			③ 7 頁ないし 1 4 頁	3 号イ, 7 号柱書き	1 1	1	—
2 9	聴取 書 4	1 頁な いし 5 頁	① 不開示部分 (1 頁住所, 職 業, 氏名及び生 年月日の数字部 分並びに 5 頁署 名及び印影を除 く。)	2 号, 7 号 柱書き	1 2	1	—
3 0	聴取 書 5	1 頁な いし 6 頁	① 1 頁ないし 4 頁の不開示部 分(1 頁住所, 職業, 氏名及び 生年月日の数字 部分並びに 4 頁 署名及び印影を 除く。)	2 号, 7 号 柱書き	1 3	1	—
			③ 5 頁, 6 頁	3 号イ, 7 号柱書き	1 4	1	全て
3 2	事業 場提 出資 料 6	1 頁な いし 1 2 頁	全て	3 号イ, 7 号柱書き	1 5	1	—
3 6	意見 書 2	1 頁な いし 4 頁	① 不開示部分 (1 頁医師署名 及び印影を除 く。)	2 号, 7 号 柱書き	1 6	1	「依頼事項に係る意見」欄 4) 1 行目
3 7	意見 書 3	1 頁な いし 4 頁	① 1 頁の不開 示部分(医師印 影を除く。)	2 号, 7 号 柱書き	1 7	1	—
3 8	意見 書 4	1 頁な いし 5 頁	① 1 頁の不開 示部分	2 号, 7 号 柱書き	1 8	1	—
3 9	聴取 書 6	1 頁な いし 5 頁	① 1 頁の不開 示部分(聴取相 手欄を除く。)	2 号, 7 号 柱書き	1 9	1	件名欄
			③ 2 頁ないし	3 号イ, 7	2 0	2	2 頁, 4 頁及び 5 頁

			5 頁	号柱書き		
4 0	聴取書 7	1 頁	① 不開示部分（聴取相手欄を除く。）	2 号, 7 号 柱書き	2 1	件名欄
4 1	聴取書 8	1 頁	① 不開示部分（聴取相手欄を除く。）	2 号, 7 号 柱書き	2 2	件名欄
4 2	聴取書 9	1 頁	① 不開示部分（聴取相手欄を除く。）	2 号, 7 号 柱書き	2 3	件名欄
4 3	聴取書 10	1 頁ないし 4 頁	① 不開示部分（1 頁住所, 職業, 氏名及び生年月日の数字部分並びに 4 頁署名及び印影を除く。）	2 号, 7 号 柱書き	2 4	—
4 4	聴取書 11	1 頁ないし 3 頁	① 不開示部分（1 頁住所, 職業, 氏名及び生年月日の数字部分並びに 3 頁署名及び印影を除く。）	2 号, 7 号 柱書き	2 5	—

(注)

- 1 上表は、審査請求人が取消しを求める法 14 条 7 号柱書き該当による不開示部分を当審査会事務局において抽出して作成したものであり、1 欄及び 2 欄の文書番号等は不連続となっている。
- 2 諮問庁が新たに開示することとした部分は、上表の 2 欄から除いている。